



熊本県公報

目次

告示			
道路の区域変更	〃	〃	〃
熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領	〃	〃	〃
平成十四年度牛海綿状脳症用ELISAキットの購入に係る一般競争入札の参加資格等	〃	〃	〃
指定居宅サービス事業所の指定	〃	〃	〃
熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款	〃	〃	〃
熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部を改正する約款	〃	〃	〃
熊本県公共建築設計業務委託契約約款の一部を改正する約款	〃	〃	〃
道路の供用開始	〃	〃	〃
公有水面埋立免許の出願	〃	〃	〃
公 告	〃	〃	〃
大規模小売店舗立地法に基づく届出	〃	〃	〃
道路位置の指定	〃	〃	〃

(道路維持課)	二
(〃)	二
(〃)	二
(監理課)	三
(生活衛生課)	三
(高齡保健福祉課)	四
(〃)	四
(監理課)	五
(〃)	五
(〃)	五
(〃)	六
(道路維持課)	六
(〃)	六
(漁港課)	七
(〃)	七
(商工政策課)	八
(建築課)	八
(〃)	九
(〃)	九
(〃)	九

道路位置の指定

〃

国野菜指定産地生産出荷近代化計画の概要

(園芸生産流通課) 一〇

登載依頼

高齡保健福祉推進委員会の会議の開催

(高齡者保健福祉推進委員会) 一〇

環境審議会の会議の開催

(環境審議会) 一一

有明海自動車航送船組合会計規程の一部を改正する規程

(有明海自動車航送船組合) 一一

有明海自動車航送船組合日額旅費支給規程の一部を改正する規程

(〃) 一二

有明海自動車航送船組合議会議員及び監査委員の報酬に関する条例の一部を改正する条例

(〃) 一三

有明海自動車航送船組合の管理者、副管理者に対する退職手当支給に関する条例を廃止する条例

(〃) 一三

有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(〃) 一四

有明海自動車航送船組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(〃) 一四

有明海自動車航送船組合職員の給与の特例に関する条例

(〃) 一五

有明海自動車航送船組合職員の特例一時金の支給に関する規則

(〃) 一五

有明海自動車航送船組合職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

(〃) 一六

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

(公安委員会) 一六

熊本県立図書館利用規則の一部を改正する規則

(教育委員会) 一七

青年学級の開設及び廃止等の報告に関する規則を廃止する規則

(〃) 一七

景観審議会の会議の開催

(景観審議会) 一七

地域リハビリテーション協議会の会議の開催

(地域リハビリテーション協議会) 一八

高齡者保健推進協議会の会議の開催

(高齡者保健推進協議会) 一八

告 示

熊本県告示第百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十四年三月十五日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月十五日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類	路線名	区域変更する区間		幅員		延長		備考
		前	後	（メートル）	（メートル）			
一般国道 四四五号	上益城郡御船町大字七滝字松原 二二〇一番三地先から 同 所 同 字	前	後	二二・二	七九・五	五二・八		用地 交換
		後	前	一五・六	七七・二	五一・八		
主要地方道 熊本 菊鹿線同	菊池郡七城町大字林原字前田 七六七番六地先から 大字亀尾字下合田 六番 地先まで	前	後	八・五	二六・五	九〇〇・〇		単道改
		後	前	八・五	二八・〇	四五五・〇		

二 区域変更する期日 平成十四年三月十五日

熊本県告示第百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十四年三月十五日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月十五日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類	路線名	区域変更する区間		幅員		延長		備考
		前	後	（メートル）	（メートル）			
主要地方道 牛深 天草線同	天草郡河浦町大字今田字赤椎 一九九番一地先から 字銭瓶 五三〇番一地先まで	前	後	四・二	一〇・〇	六九六・三二		単道改
		後	前	八・二	二二・二	六九六・三二		
一般国道 高浜港線同	天草郡河浦町大字河浦字踊原 二二四三番一地先から 字石原 一七九三番三地先まで	前	後	三・六	一四・〇	七六三・〇		"
		後	前	一一・一	二七・〇	七六三・〇		

二 区域変更する期日 平成十四年三月十五日

熊本県告示第百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十四年三月十五日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月十五日

熊本県知事 潮谷 義子

一 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間		幅員		延長	備考
		前	後	(メートル)	(メートル)		
主要地方道	芦北球磨線同所	葦北郡芦北町大字桑原字大丸 二六四番 地先から 字菅無田	二二二番 地先まで	一〇・五	二四・二	二九八・五	単道改
				一一・六	二七・五	二九八・五	

二 区域変更する期日 平成十四年三月十五日

熊本県告示第百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十四年三月十五日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月十五日

熊本県知事 潮谷 義子

一 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間		幅員		延長	備考
		前	後	(メートル)	(メートル)		
一般高沢	球磨郡球磨村大字渡丙字板崎	一四七九番 一五地先から	一五四六番 一地先まで	六・三	三六・二	八七・〇	単防災
県道一勝地線同所		同 字		一八・三	三六・二	八七・〇	

二 区域変更する期日 平成十四年三月十五日

熊本県告示第百八十八号

熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成十四年三月十五日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領

熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成五年熊本県告示第百四十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二第四中「九州地域内において、」を削り、同表第六中「九州地域内における」を削る。

附 則

この要領は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県告示第百八十九号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成十四年三月十五日

熊本県知事 潮谷 義子

一 調達物品 牛海綿状脳症用 ELISA キット

1 プラテリア BSE 検出キット

2 BSE テストサンプリング

3 BSE キャリブレーションニードル

二 競争入札参加者の資格

物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領（昭和三十九年熊本県告示第百八十六号。以下「審査要領」という。）によるが、詳しくは以下のとおりとする。

1 競争入札に参加することができない者

一 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項の規定に該当する者

二 資格審査の申請書を提出するときまでに県税を完納していない者

三 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後二年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）

- 1 契約の履行に当たり、故意に物品の製造若しくは修理を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 2 競争入札において、その公平な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 3 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 4 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
- 5 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
- 6 前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 4 資格審査の申請書及びその添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
- 5 営業に關し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- 6 原則として、同種の営業を引き続き一年以上営んでいない者
- 2 競争入札参加者の資格及びその審査

県が発注する物品の製造、修理又は購入のため行う競争入札に参加することのできる者は、審査要領に基づく審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- 三 入札を希望する者の資格審査申請の方法
 - 1 申請の方法

熊本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付し、直接提出するものとする。ただし、やむを得ない場合は、郵送による提出も認めるが、この場合は書留郵便に限る。

なお、既に参加資格を有している者は、申請の必要はない。
 - 一 定款
 - 二 商業登記簿謄本（個人にあつては身元証明書、登記事項証明書及び営業証明書）
 - 三 審査基準日直近の事業年度の決算における財務諸表（法人の場合は、貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類。個人の場合は、貸借対照表及び損益計算書。）
 - 四 営業経歴書
 - 五 印鑑証明書
 - 六 最近一年間の県税に係る納税証明書（都道府県税、ただし熊本県内に営業所等をする者は、熊本県民税、事業税、自動車税、消費税及び地方消費税。なお、都道府県税が課税されていない者は、その旨の証明書。）
 - 七 販売代理（特約）店証明書

- 八 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合には、許可、認可等を得たことを証明する書類
- 九 支店長その他の者に入札の参加、契約の締結、代金の請求及び受領等の権限を委任する場合は、委任状
- 2 申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局用度課契約係
郵便番号八六二一八五七〇 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号（郵便番号八六二一八五七〇とした場合は、住所の記載は省略できる。）
電話番号 〇九六一三八三一一一 内線六三四五、六三四六、六三四八
- 3 資格審査申請書の受付期間

平成十四年三月十五日から平成十四年四月二十六日まで（県の休日を除く。）とする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 四 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
 - 1 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成十五年九月三十日までとする。
 - 2 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要領に基づく入札参加資格の申請の受付を平成十五年七月一日から平成十五年七月三十一日まで行う。
 - 五 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

熊本県告示第九十号
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成十四年三月十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【痴呆対応型共同生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
グループホームむつみ苑 荒尾市荒尾三百七十一	医療法人社団 昭和会	平成十四年三月一日

熊本県告示第九十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成十四年三月十五日

熊本県知事 潮谷 義子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスむつみ 荒尾市荒尾三百七十一	医療法人社団 昭和会	平成十四年三月一日

熊本県告示第九十二号

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。

平成十四年三月十五日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款

熊本県公共工事請負契約約款（平成八年熊本県告示第四百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の次に次の一条を加える。

（談合その他不正行為による甲の解除権）

第四十四条の二 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第四十八条第四項、第五十三条の三又は「第五十四条の規定による審決（独占禁止法第五十四条第三項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第四十八条の二第一項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が独占禁止法第四十八条の二第六項の規定により、確定した審決とみなされたとき。

三 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第七十七条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

四 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治四十年法

律第四十五号）第九十六条の三又は同法第九十八条による刑が確定したとき。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

第四十五条に見出しとして、「（その他の甲の解除権）」を付し、同条第一項中の「前条第一項の」を「第四十四条第一項又は第一項の」に改める。

第四十七条第三項及び同条第八項中「第四十四条の」を「第四十四条又は第四十四条の二」に改める。

第五十一条を第五十三条とし、第四十八条から第五十条までを二条ずつ繰り下げ、第四十七条の次に次の二条を加える。

（賠償の予約）

第四十八条 乙は、第四十四条の二第一項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請負代金額の十分の一に相当する金額を支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第四十四条の二第一項第四号のうち、乙が刑法第九十八条の規定による刑が確定した場合。

2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であつた者又は構成員であつた者に賠償金の支払いを請求することができる。

この場合においては、乙の代表者であつた者及び構成員であつた者は、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。

3 第一項の規定は、甲に生じた実際の損害額が第一項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

（相殺）

第四十九条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年八・二五パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年八・二五パーセントの割合で計算した額の遅滞金を徴収する。

附則

1 この告示は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この告示の施行の日前に行われる公告その他契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

熊本県告示第九十三号

熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。
平成十四年三月十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部を改正する約款

熊本県公共工事関係業務委託契約約款（平成十二年熊本県告示第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の次に次の一条を加える。

（談合その他不正行為による甲の解除権）

第四十三条の二 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第四十八条第四項、第五十三条の三又は第五十四条の規定による審決（独占禁止法第五十条第三項による該当する事実がなかつたと認められる場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして独占禁止法第四十八条の二第一項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が独占禁止法第四十八条の二第六項の規定により、確定した審決とみなされたとき。

三 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があつたとして行った審決に対し、独占禁止法第七十七条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

四 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の三又は同法第九十八条による刑が確定したとき。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

第四十四条に見出しとして、「（その他の甲の解除権）」を付し、同条第一項中の「前条第一項の」を「第四十三条第一項又は前条第一項の」に改める。

第四十七条第二項及び同条第七項中「第四十三条の」を「第四十三条又は第四十三条の二の」に改める。

第四十八条を第五十条に、第五十条から第五十一条に、第四十九条の見出しを「（相殺）」に改め、第四十七条の次に次の一条を加える。

（賠償の予約）

第四十八条 乙は、第四十三条の二第一項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請負代金額の十分の一に相当する金額を支払

わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第四十三条の二第一項第四号のうち、乙が刑法第九十八条の規定による刑が確定した場合。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

附則

1 この告示は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この告示の施行の日前に行われる公告その他契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

熊本県告示第九十四号

熊本県公共建築設計業務委託契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。

平成十四年三月十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公共建築設計業務委託契約約款の一部を改正する約款

熊本県公共建築設計業務委託契約約款（平成十二年熊本県告示第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の次に次の一条を加える。

（談合その他不正行為による甲の解除権）

第四十二条の二 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第四十八条第四項、第五十三条の三又は第五十四条の規定による審決（独占禁止法第五十条第三項による該当する事実がなかつたと認められる場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして独占禁止法第四十八条の二第一項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が独占禁止法第四十八条の二第六項の規定により、確定した審決とみなされたとき。

三 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があつたとして行った審決に対し、独占禁止法第七十七条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

四 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十六条の三又は同法第九十八条による刑が確定したとき。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

第四十三条に見出しとして、「(その他の甲の解除権)」を付し、同条第一項中の「前条第一項の」を、「第四十二条第一項又は前条第一項の」に改める。

第四十六条第二項及び同条第四項中、「第四十二条の」を、「第四十二条又は第四十二条の二の」に改める。

第四十七条を第四十九条に、第四十九条を第五十条に、第四十八条の見出しを、「(相殺)に改め、第四十六条の次に次の一条を加える。

(賠償の予約)

第四十七条 乙は、第四十二条の二第一項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請負代金額の十分の一に相当する金額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第四十二条の二第一項第四号のうち、乙が刑法第九十八条の規定による刑が確定した場合。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

附 則

1 この告示は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この告示の施行の日前に行われる公告その他契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

熊本県告示第九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十四年三月十五日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	四四五号 (二六六号)	熊本市画図町大字重富字道下 四三八番二地先から 大字下無田字津田 一四六九番一地先まで	七八〇・〇	国道改

二 供用開始する期日 平成十四年三月十五日

熊本県告示第九十六号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第二項の規定に基づき公有水面埋立ての出願があつたので、同法第三条第一項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のある者は、縦覧期間の満了の日までに意見書を提出することができる。

平成十四年三月十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 出願者の住所及び氏名

天草郡河浦町大字河浦五二二五番地 河浦町

二 埋立区域

1 位置

天草郡河浦町大字宮野河内字板ノ角二〇三の六及び字元浦二六一の七地先公有水面

2 区域

次の 地点から の地点までを順次直線で結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ平成十三年春分の日の満潮位(DL+三・三九メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 天草郡河浦町大字宮野河内地籍図根三角点B2-5(北緯三二度一八分〇一・二七〇八秒、東経一三〇度〇八分五三・六四四二秒)から二七二度〇二分二〇秒 四八七・一七メートルの地点

の地点 の地点から六三度一八分四七秒 二九・八五メートルの地点

の地点 の地点から三三三度一七二分二五秒 一七・五四メートルの地点

の地点 の地点から二四三度一八分五二秒 一一・四八メートルの地点

の地点 の地点から二六二度〇五分〇二秒 二七・七五メートルの地点

公 告

3 面積
 の地点から一七二度〇四分四八秒 三・二〇メートルの地点
 五百二十二・二二平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域
 1 位置
 天草郡河浦町大字宮野河内字板ノ角二〇三の六地内及び地先公有水面並びに字元浦
 二六一の七地先公有水面

2 区域
 次のイの地点からトの地点までを順次直線で結んだ線及びトの地点とイの地点を直
 線で結んだ線により囲まれた区域

イの地点 天草郡河浦町大字宮野河内地籍図根三角点B215（北緯三二度一八分
 〇一・二七〇八秒、東経一三〇度〇八分五三・六四四二秒）から二七一度
 五三分〇九秒 四九一・〇三メートルの地点

ロの地点 イの地点から一九度三六分三七秒 一四・七〇メートルの地点
 ハの地点 ロの地点から二六一度五八分三一秒 二八・七八メートルの地点
 ニの地点 ハの地点から三五一度五八分三一秒 六〇・〇〇メートルの地点
 ホの地点 ニの地点から八一度五八分三一秒 七五・七四メートルの地点
 ヘの地点 ホの地点から一五三度一八分四七秒 五二・八一メートルの地点
 トの地点 ヘの地点から二四三度一八分四七秒 七〇・三七メートルの地点

3 面積
 五千二百二十九・一〇平方メートル

四 埋立地の用途
 漁港施設用地

五 関係書類の縦覧場所
 熊本県林務水産部漁港課及び天草地域振興局農林水産部漁港課並びに河浦町水産商工

六 縦覧期間
 告示の日から起算して三週間

熊本県公告第七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出
 があつたので、同法第五条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出
 及び添付書類を縦覧に供する。
 平成十四年三月十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンピアンシテイモール

熊本市上南郡二丁目二二

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻午前十時 閉店時刻午後八時

変更後 二十四時間営業

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時から午前一時まで（一部午後十時まで）

変更後 二十四時間

三 変更する年月日

平成十四年三月十六日

四 変更に係る事項以外の届出事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

(株)ニコニコ堂ほか五十三

2 大規模小売店舗の店舗面積の合計

二四、八三九平方メートル

3 駐車場の収容台数

一九〇〇台

4 駐輪場の収容台数

四〇〇台

5 荷さばき施設の面積

三三四平方メートル

6 廃棄物等の保管施設の容量

四二〇立方メートル

7 駐車場の自動車の出入口の数
二四か所

8 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで

五 届出年月日
平成十四年三月四日

六 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成十四年三月十五日から平成十四年七月十四日まで

熊本県公告第七十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成十四年三月十五日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 建造者の住所 上益城郡御船町大字辺田見八四六番地二二〇
- 二 建造者の氏名 八反田二六子
- 三 道路の位置 上益城郡御船町大字辺田見字中道二〇四番八及び同二〇五番一
- 四 道路の幅員 四・〇メートル
- 五 道路の延長 五十八・九三メートル
- 六 指定年月日 平成十四年一月十八日
- 七 指定番号 上益城景建第三十七号

熊本県公告第七十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成十四年三月十五日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 建造者の住所 熊本市健軍一丁目二七番一号
- 二 建造者の氏名 株式会社愛住宅
- 三 道路の位置 菊池郡大津町大字大津字鍛冶ノ上一三八七番一及び同二三八八番一六
- 四 道路の幅員 五・〇メートル

五 道路の延長 六十九・九六メートル

六 指定年月日 平成十四年一月二十五日

七 指定番号 菊池景建第二百三十九号

熊本県公告第七十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成十四年三月十五日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 建造者の住所 人吉市瓦屋町二二〇番地一
- 二 建造者の氏名 齊藤資郎
- 三 道路の位置 人吉市瓦屋町字瓦屋二二〇番三、同二二二番五、同二二二番六、同二二二番八及び御溝川の一部
- 四 道路の幅員 四・〇メートルから四・〇五メートルまで
- 五 道路の延長 二十・五六メートル
- 六 指定年月日 平成十四年一月二十八日
- 七 指定番号 球磨企調第二十九号

熊本県公告第八十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成十四年三月十五日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 建造者の住所 下益城郡松橋町大字曲野二一六三番地一
- 二 建造者の氏名 株式会社松久工業
- 三 道路の位置 下益城郡松橋町大字豊崎字樋ノ口一七五九番一
- 四 道路の幅員 六・〇メートル
- 五 道路の延長 二十六・二九メートル
- 六 指定年月日 平成十四年一月二十五日
- 七 指定番号 宇城景建第二十三号

熊本県公告第百八十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成十四年三月十五日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 建造者の住所 玉名市大倉七五二番地一
- 二 建造者の氏名 有限会社やましよう不動産
- 三 道路の位置 玉名市山田字上馬場二一八番四、同二一八番五、同二一九番四、同二二〇番四、同二二三番二及びび里道の一部
- 四 道路の幅員 四・〇メートルから四・五メートルまで
- 五 道路の延長 七十三・二メートル
- 六 指定年月日 平成十四年一月三十一日
- 七 指定番号 玉名景建第百五号

熊本県公告第百八十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成十四年三月十五日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 建造者の住所 水俣市百間町二丁目三番二二号
- 二 建造者の氏名 有限会社日の出建材
- 三 道路の位置 水俣市初野字前原四二六番一、同四三六番四及びび里道の一部
- 四 道路の幅員 四・一メートルから十一・二四メートルまで
- 五 道路の延長 三十六・九四メートル
- 六 指定年月日 平成十四年二月十九日
- 七 指定番号 芦北企調第十二号

熊本県公告第百八十三号

野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三十三号）第八条一項の規定による生産出荷近代化計画（平成十年度産地指定分）の概要は次のとおりである。

平成十四年三月十五日

熊本県知事 潮谷 義子

一 指定産地の名称

指定産地名	種 別	関 係 市 町
菊池地域	春夏にんじん	菊陽町 大津町
玉名	冬春なす	玉名市 天水町 菊水町 南関町 三加和町

二 計画の概要

菊池地域（春夏にんじん）

現在栽培面積は九十五ヘクタール、生産数量二千四百四十九トンと安定した生産がなされている。

今後、地域の主要野菜として栽培面積の確保と品質の向上を図っていくために、生産基盤の整備や農作業の機械化による省力化、消費動向の変化に対応した減化学肥料栽培の推進などを行い、魅力あるにんじんの産地としての確立を目指す。

玉名（冬春なす）

現在栽培面積は十六ヘクタール、生産数量千六百八十一トンと安定した生産がなされている。

今後、北部集荷センターによる一元集荷・販売による品質規格の統一による有利販売と箱詰め作業からの解放による、品質向上のための管理作業の徹底及び作付面積の拡大を図っていく。

登 載 依 頼

熊本県高齢者保健福祉推進委員会公告第一号

熊本県高齢者保健福祉推進委員会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは次のとおり。

平成十四年三月十五日

熊本県高齢者保健福祉推進委員会

会長 良 永 彌 太 郎

一 開催日時

平成十四年三月二十一日（木）

午後一時三十分から午後三時三十分まで（予定）

二 開催場所

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県庁本館地下一階「大会議室」

三 議題(予定)

- 1 熊本県高齢者保健福祉計画及び熊本県介護保険事業支援計画「高齢者ががやきプラン」に基づく施策の推進状況について
- 2 身体拘束廃止推進部会について
- 3 「高齢者ががやきプラン」の見直しに係るスケジュールについて
- 4 その他

四 傍聴者の定員

二十人

五 傍聴手続

- 1 会議の傍聴の受付は、午後一時から午後一時三〇分まで会議の会場において行い、委員会の会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

- 2 傍聴者については、受付先着順に決定する。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。

六 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県高齢者保健福祉推進委員事務局(熊本県健康福祉部高齢保健福祉課企画・在宅班)

(電話〇九六一三八三一一一 内線七〇九四)

熊本県環境審議会公告第五号

熊本県環境審議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおり。

平成十四年三月十五日

熊本県環境審議会

会長 竹内重年

一 開催日時

平成十四年三月二十九日(金)

午前九時三十分から午前十一時三十分まで

二 開催場所

熊本市東町四丁目十一

グラウンド肥後「朝日」

三 議題

- 1 「平成十四年度熊本県公共用水域及び地下水の水質測定計画」について

- 2 「熊本県廃棄物処理計画」の策定について

- 3 ISO14001認証取得に向けた取組みについて(報告事項)

- 4 第十一回「くまもと環境賞」被表彰者の選考について(意見聴取)

四 傍聴者の定員

二十人

五 傍聴手続

- 1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。

- 2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 その他

議題4「第十一回「くまもと環境賞」被表彰者の選考について」は、同賞被推薦者に関する経歴等個人情報に関わる内容であるため、熊本県情報公開条例第8条第2号に基づき公開しないこととするので、同議題審議の際、報道関係及び傍聴者には退席していただく。

七 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県環境審議会事務局(熊本県環境生活部環境政策課環境立県推進室)

(電話〇九六一三八三一一一)

有明海自動車航送船組合訓令第一号

有明海自動車航送船組合会計規程(昭和三十九年有明海自動車航送船組合訓令第一号)の一部を次のように改正する。

平成十四年三月十五日

有明海自動車航送船組合

管理者長崎県知事 金子原二郎

別添第1号費用の項中

事業費	営業費用	運航経費	職員手当	扶養手当 当 齒止作業手当 当 時間外手当 当 期末手当 当 勤閉部手当 当 住居勤手当 当 通勤一時金 特例
事業費	営業費用	運航経費	職員手当	扶養手当 当 齒止作業手当 当 時間外手当 当 期末手当 当 勤閉部手当 当 住居勤手当 当 通勤一時金 特例

也

也

事業費	営業費用	運航管理費	職員手当	扶養手当 当 調整手当 当 管理職手当 当 営業所業務手当 当 時間外手当 当 休日勤務手当 当 期末手当 当 勤手当 当 料金
事業費	営業費用	運航管理費	職員手当	扶養手当 当 調整手当 当 管理職手当 当 営業所業務手当 当 時間外手当 当 休日勤務手当 当 期末手当 当 勤手当 当 料金

也

126666°

平 成 十 四 年 三 月 十 五 日
 有 明 海 自 動 車 航 送 船 組 合 訓 令 第 二 号
 有 明 海 自 動 車 航 送 船 組 合 日 額 旅 費 支 給 規 程 (昭 和 四 十 二 年 有 明 海 自 動 車 航 送 船 組 合 訓 令 第 二 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。
 平 成 十 四 年 三 月 十 五 日
 有 明 海 自 動 車 航 送 船 組 合
 管 理 者 長 崎 県 知 事 金 子 原 二 郎

附 則
 この訓令は、平成十四年三月十五日から施行し、改正後の有明海自動車航送船組合会計規程は、平成十三年四月一日から適用する。

有明海自動車航送船組合訓令第2号
 有明海自動車航送船組合日額旅費支給規程（昭和四十二年有明海自動車航送船組合訓令第2号）の一部を次のように改正する。
 平成十四年三月十五日
 有明海自動車航送船組合
 管理者長崎県知事 金子 原二郎

第三条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。
 第五条中「及び食卓料」を削る。
 別表第三を次のように改める。
 別表第三（第三条関係）
 （航海日当）

種 別	区 分	金 額
航 海 日 当 船 員		八〇〇円

附 則
 1 この訓令は、平成十四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
 2 改正後の有明海自動車航送船組合日額旅費規程の規定は、施行日以後に出発する旅行及び同日以前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

有明海自動車航送船組合議会議員及び監査委員の報酬に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 十 四 年 三 月 十 五 日
 有 明 海 自 動 車 航 送 船 組 合 訓 令 第 一 号
 有 明 海 自 動 車 航 送 船 組 合 議 會 議 員 及 び 監 査 委 員 の 報 酬 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
 有 明 海 自 動 車 航 送 船 組 合 議 會 議 員 及 び 監 査 委 員 の 報 酬 に 関 す る 条 例 (昭 和 三 十 七 年 有 明 海 自 動 車 航 送 船 組 合 条 例 第 四 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。
 題 名 を 次 の よう に 改 め る 。
 有 明 海 自 動 車 航 送 船 組 合 議 會 議 員 の 報 酬 に 関 す る 条 例
 第 一 条 中 「 及 び 監 査 委 員 」 (以 下 「 委 員 」 と い う 。) を 削 る 。
 第 二 条 第 一 項 中 「 及 び 委 員 」 を 削 り 、 同 条 第 二 項 を 次 の よう に 改 め る 。
 2 議 員 の 報 酬 の 額 は 、 月 額 三 万 五 千 円 と す る 。
 第 三 条 第 一 項 及 び 第 二 項 中 「 又 ち 委 員 」 を 削 る 。
 附 則
 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
 有 明 海 自 動 車 航 送 船 組 合
 管 理 者 長 崎 県 知 事 金 子 原 二 郎

有明海自動車航送船組合議会議員及び監査委員の報酬に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成十四年三月十五日
 有明海自動車航送船組合
 管理者長崎県知事 金子 原二郎

有明海自動車航送船組合の管理者、副管理者に対する退職手当支給に関する条例を廃止する条例をここに公布する。
 平成十四年三月十五日
 有明海自動車航送船組合
 管理者長崎県知事 金子 原二郎

有明海自動車航送船組合の管理者、副管理者に対する退職手当支給に関する条例を廃止する条例
 有明海自動車航送船組合の管理者、副管理者に対する退職手当支給に関する条例（昭和三十三年有明海自動車航送船組合条例第七号）は、廃止する。

附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月十五日

有明海自動車航送船組合

管理者長崎県知事 金子 原二郎

有明海自動車航送船組合条例第三号

有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

有明海自動車航送船組合職員（昭和三十二年有明海自動車航送船組合条例第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第九項中「五十八歳」を「五十五歳」に改める。

第二十条第二項中「百分の百六十」を「百分の百五十五」に改める。

附則に次の五項を加える。

8 当分の間、民間における賃金との権衡を考慮して講ずる特例措置として、各年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この項及び次項において同じ。）において、当該各年度の三月一日（以下この項から附則第十項までにおいて「基準日」という。）に在職する職員に対し、基準日の属する月の規則で定める日において、特例一時金を支給する。

9 特例一時金の額は、千五百六十円とする。ただし、基準日の属する年度の四月一日から基準日までの期間（次項において「基準期間」という。）において給料を支給しないこととされていた期間（在職しなかつた期間を含む。以下この項及び次項において「無給期間」という。）がある職員については、千五百六十円を超えない範囲内で無給期間を考慮して規則で定める額とする。

10 基準日に地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしている職員については、特例一時金を支給する。ただし、当該職員で基準期間の全期間が無給期間であるものについては、この限りでない。

11 職員に特例一時金が支給される間、第三条及び第四条第一項中「及び特殊勤務手当」とあるのは、「、特殊勤務手当及び特例一時金」と、第二十三条第二項中「及び期末手当」とあるのは、「、期末手当及び特例一時金」と、同条第三項中「及び期末手当」とあるのは、「、期末手当及び特例一時金」と、同条第四項「調整手当」とあるのは、「、調整手当及び特例一時金」と、同条第五項「及び期末手当」とあるのは、「、期末手当及び特例一時金」とする。

12 附則第八項から前項までに規定するもののほか、特例一時金の支給に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六条第九項の改正規定は、平成十四

年四月一日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の有明海自動車航送船組合職員（昭和三十二年有明海自動車航送船組合条例）の給与に関する条例（以下「改正後の職員給与条例」という。）の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

（期末手当額の特例）

3 平成十三年十二月に、この条例による改正前の有明海自動車航送船組合職員（昭和三十二年有明海自動車航送船組合条例）の規定に基づいて支給された期末手当の額が、改正後の職員給与条例第二十条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、改正後の職員給与条例第二十条第二項の規定にかかわらず、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、その差額を改正後の職員給与条例第二十条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額に計算した額とし、平成十四年三月に支給されるべきその者の期末手当の額は、その差額を改正後の職員給与条例第二十条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額から減じて得た額とする。ただし、その減じる額は、改正後の職員給与条例第二十条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額を限度とする。

（規則への委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

有明海自動車航送船組合職員（昭和三十二年有明海自動車航送船組合条例）の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月十五日

有明海自動車航送船組合

管理者長崎県知事 金子 原二郎

有明海自動車航送船組合条例第四号

有明海自動車航送船組合職員（昭和三十二年有明海自動車航送船組合条例）の一部を改正する条例
有明海自動車航送船組合職員の特例勤務手当に関する条例（昭和三十二年有明海自動車航送船組合条例第八号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条を次のように改める。

（特殊勤務手当の種類）

第二条 特殊勤務手当の種類は、食糧手当とする。

（食糧手当）

第三条 食糧手当は、船舶に乗り組む職員に対して支給する。

2 食糧手当の額は、月額一五、〇〇〇円とする。

第四条から第六条までを削り、第七条を第四条とする。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

有明海自動車航送船組合職員の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成十四年三月十五日

有明海自動車航送船組合

管理者長崎県知事 金子 原二郎

有明海自動車航送船組合条例第五号

有明海自動車航送船組合職員の給与の特例に関する条例

(職員の期末手当及び勤勉手当の基礎となる給料月額の特例)

第一条 平成十四年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)における有明海自動車航送船組合職員の給与に与する条例(昭和三十三年有明海自動車航送船組合条例第三号。以下「職員給与条例」という。)の適用を受ける職員の職員給与と条例第二十條に規定する期末手当基礎額の基礎となる給料月額及び職員給与と条例第二十一條に規定する勤勉手当基礎額の基礎となる給料月額は、職員給与と条例第四條及び第五條の規定(以下「給料月額に関する規定」という。)にかかわらず、給料月額に関する規定により定められる額から、その額に百分の三十五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(管理職手当の特例)

第二条 特例期間における職員給与と条例第十條の規定により管理職手当を支給される職員の管理職手当の月額を、職員給与と条例第十條の規定にかかわらず、同條の規定により算出した額から、その額に百分の五十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、他の手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

有明海自動車航送船組合職員の特例一時金の支給に関する規則をここに公布する。

平成十四年三月十五日

有明海自動車航送船組合

管理者長崎県知事 金子 原二郎

有明海自動車航送船組合規則第一号

有明海自動車航送船組合職員の特例一時金の支給に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例(昭和三十三年有明海自動車航送船組合条例第三号。以下「職員給与条例」という。)の規定に基づき、特例一時金の支給に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(特例一時金の支給を受ける職員)

第二条 職員給与と条例附則第八項の規定により特例一時金の支給を受ける職員は、同項に規定する基準日(次条において「基準日」という。)に在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

一 無給休職者(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)(第二十八條第二項の規定により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)

二 停職者(法第二十九條の規定により停職にされている職員をいう。)

三 常時勤務に服しない者

四 専従休職者(法第五十五條の二第一項ただし書に規定する許可を受けている職員をいう。)

五 無給派遣職員(外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和六十二年法第七十八号)第三條に規定する派遣職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)

六 育児休業職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二條の規定により育児休業をしている職員をいう。次条において同じ。)(のうち、基準期間の全期間が無給期間である職員(職員給与と条例附則第十項ただし書に規定する職員をいう。))

(無給期間)

第三条 基準期間(職員給与と条例附則第九項に規定する基準期間をいう。次条において同じ。)(の各月のうち、前条各号(第六号を除く。)(に掲げる職員若しくは育児休業職員として在職した期間又は職員給与と条例の適用を受ける職員として在職した期間以外の期間が月の初日から末日までの全期間(基準日の属する月については、基準日)にわたらない月については、無給期間(職員給与と条例附則第九項に規定する無給期間をいう。次条において同じ。)(に含まれないものとする。

(無給期間がある職員等の特例一時金の額)

第四条 職員給与と条例附則第九項の規則で定める額は、百三十円に基準期間のうち無給期間に含まれない月の数を乗じて得た額とする。

(特例一時金の支給日)

第五条 特例一時金の支給日は、三月十五日とする。ただし、同日が日曜日に当たるときはその前々日とし、同月十五日が土曜日に当たるときはその前日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成十三年四月一日から適用する。

有明海自動車航送船組合職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月十五日

有明海自動車航送船組合

管理者長崎県知事 金子 原二郎

有明海自動車航送船組合規則第二号

有明海自動車航送船組合職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

規 則

有明海自動車航送船組合職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和三十三年有明海自動車航送船組合規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条」を「第四条」に改める。

第二条第一項中「営業所業務手当、料金手当及び機関部手当」を「食糧手当」に、「それぞれ支給する」を「支給する」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県公安委員会規則第一号

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月十五日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

熊本県警察の組織に関する規則(平成六年熊本県公安委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「七課」を「八課」に改め、「情報管理課」を「情報管理課」に改める。

情報管理課

第二条中第六号から第八号までを削る。

第四条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号及び第十号を削り、第十一号を第八号とし、第十二号から第十六号までを三号ずつ繰り上げる。

第九条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とする。

第九条の次に次の一条を加える。

(広報県民課)

第九条の二 広報県民課においては、次の事務をつかさどる。

一 警察広報及び広聴に関すること。

二 熊本県警察音楽隊に関すること。

三 情報の公開に関すること。

四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

五 公文書類の印刷及び製本に関すること。

六 被害者対策の総合調整に関すること。

七 犯罪被害者等給付金に関すること。

第十一条中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十

一号)の運用に関すること。

第十五条中「暴力団対策課」を「組織犯罪対策課」に改める。

第十六条第六号中「関すること」の下に「(国際捜査共助を除く。)」を加える。

第十八条を次のように改める。

(組織犯罪対策課)

第十八条 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

一 暴力団及び外国人犯罪組織に係る犯罪の捜査に関すること。

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の運用に関すること。

三 暴力団情報に関すること。

四 外国人及び外国人犯罪組織に係る犯罪に関する情報の収集及び整理に関すること。

五 国際捜査共助に関すること。

第三十五条第二項中「警視」を「警視正又は警視」に改める。

第三十五条の次に次の一条を加える。

(首席監察官)

第三十五条の二 警務部に首席監察官を置き、警視正又は警視をもって充てる。

2 首席監察官は、上司の命を受け、第五条各号に掲げる事務を掌理する。

第四十条の見出しを「(刑事指導官等)」に改める。

第四十条第一項中「総務課に広報官を、捜査第一課」を「捜査第一課」に改め、同条第二項中「広報官、刑事指導官」を「刑事指導官」に改め、同条第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第四十一条第一項中「首席師範を」の下に「、広報県民課に広報官を」を加え、同条第二項中「首席師範」の下に「、広報官、銃器薬物事件指導官」を加え、同条第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 広報官は、上司の命を受け、警察広報に関する事務を処理する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成十四年三月二十五日から施行する。ただし、第三十五条第二項中警視正に関する部分及び第三十五条の二の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県立図書館利用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月十五日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

熊本県教育委員会規則第四号

熊本県立図書館利用規則の一部を改正する規則

熊本県立図書館利用規則(昭和六十年熊本県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「月曜日」の下に「(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときは、その翌日)」を加え、同項第二号を削り、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第一項中「及び日曜日」を「、日曜日及び祝日法による休日」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

青年学級の開設及び廃止等の報告に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十四年三月十五日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

熊本県教育委員会規則第五号

青年学級の開設及び廃止等の報告に関する規則を廃止する規則

青年学級の開設及び廃止等の報告に関する規則(昭和二十八年熊本県教育委員会規則第十号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県景観審議会公告第一号

熊本県景観審議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成十四年三月十五日

熊本県景観審議会 会長 竹 内 重 年

一 開催日時

平成十四年三月二十八日(木)

午後一時三十分から午後三時まで

二 開催場所

熊本市水前寺公園二十八―五十一

熊本テルサ

三 議題

1 熊本県景観条例第三十三条に関する規則の改正について(対象地域 苓北町)

2 景観行政の近況等について

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、先着順になり次第終了する。

六 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県景観審議会事務局(熊本県土木部都市計画課景観整備室景観班)

(電話〇九六―三八三―一一一 内線六〇七五)

熊本県地域リハビリテーション推進協議会公告第二号

熊本県地域リハビリテーション推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成十四年三月十五日

熊本県地域リハビリテーション推進協議会

会長 田 中 明

一 開催日時

平成十四年三月十九日(火)

午後一時三十分から午後三時まで

二 開催場所

熊本市水前寺公園二十八―五十一

熊本テルサ 二階 ひばりの間

三 議題

1 平成十三年度県及び地域リハビリテーション支援センターの活動状況について

2 地域リハビリテーション資源調査結果について

3 地域リハビリテーション推進指針について

4 平成十四年度県及び地域リハビリテーション支援センターの指定について

5 平成十四年度県及び地域リハビリテーション支援センターの事業計画について

6 その他

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

熊本市水前寺六一八―一

熊本県地域リハビリテーション推進協議会事務局(熊本県健康福祉部高齢保健福祉課)

(電話〇九六一三八三―一一一 内線七一〇四)

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成十四年三月十五日

熊本高齢者保健推進協議会

会長 田 中 明

一 開催日時

平成十四年三月十九日(火)

午後三時三十分から午後五時まで

二 開催場所

熊本市水前寺公園二十八―五十一

熊本テルサ 二階 りんどう・つばきの間

三 議題

1 本年度の各部会の取り組み状況報告

・がん検診及び基本健康診査等部会報告

・企画評価部会報告

・地域リハビリテーション部会報告

2 全体協議

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

熊本市水前寺六一八―一

熊本県高齢者保健推進協議会事務局(熊本県健康福祉部高齢保健福祉課)

(電話〇九六一三八三―一一一 内線七一〇四)

熊本県高齢者保健推進協議会公告第一号

熊本県高齢者保健推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

発行所 熊本県
平成十四年三月十五日印刷
平成十四年三月十五日発行

印刷所

熊本市国府四丁目一〇―一
株式会社 秀巧社
電話(代)〇九六一二八六―三三二番